

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化 [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化]
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勧案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し [18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。]

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成23年10月1日(予定)) から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設 (同行援護。個別給付化)
- (その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成24年4月1日(予定)) から施行

障害児支援の強化～今回の改正のポイント～

○ 障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

■障害児施設の一元化

障害種別で分かれている現行の障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支援等)」、入所による支援を「障害児入所支援(障害児入所施設)」にそれぞれ一元化

■障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。

■放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

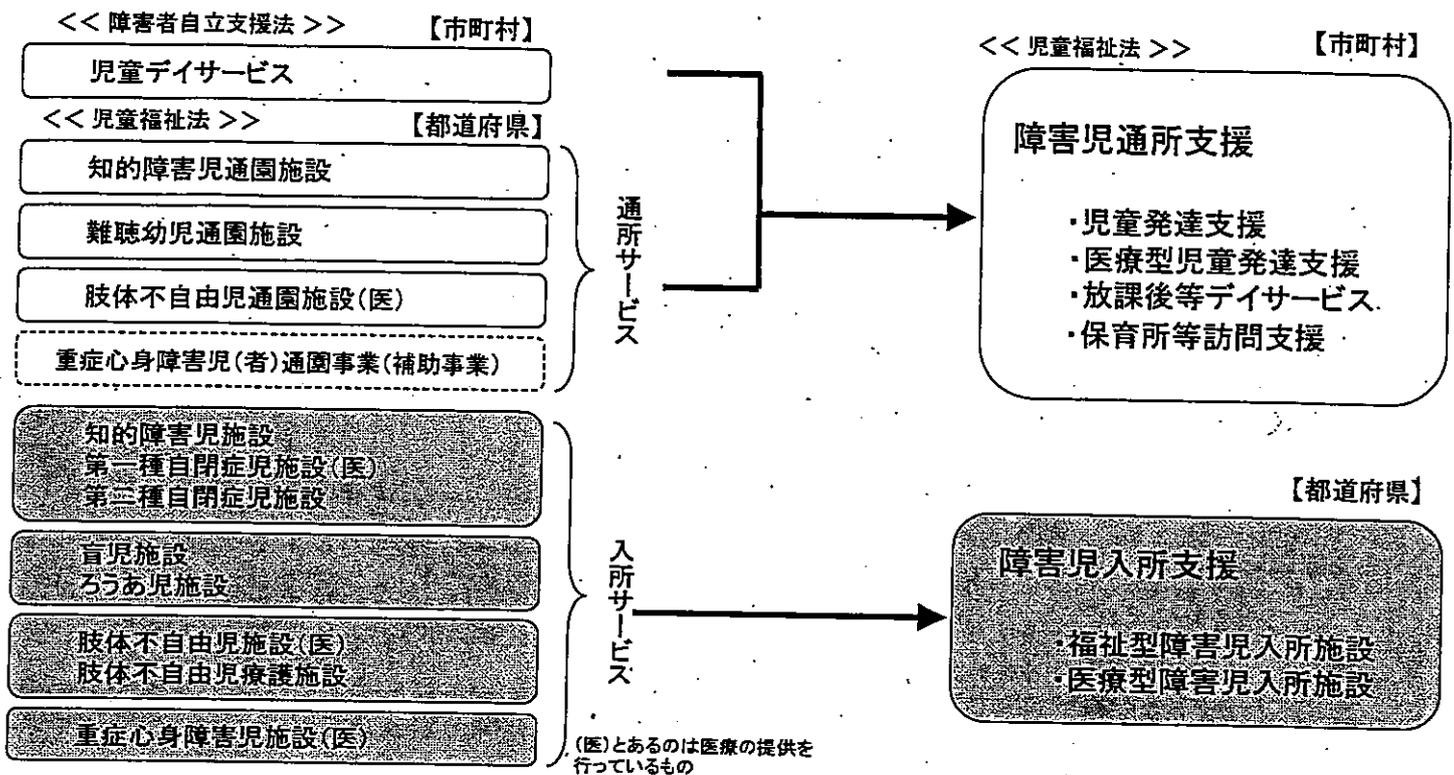
■在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者に対し自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

* 現に入所していた者が退所させられないようにする。

障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

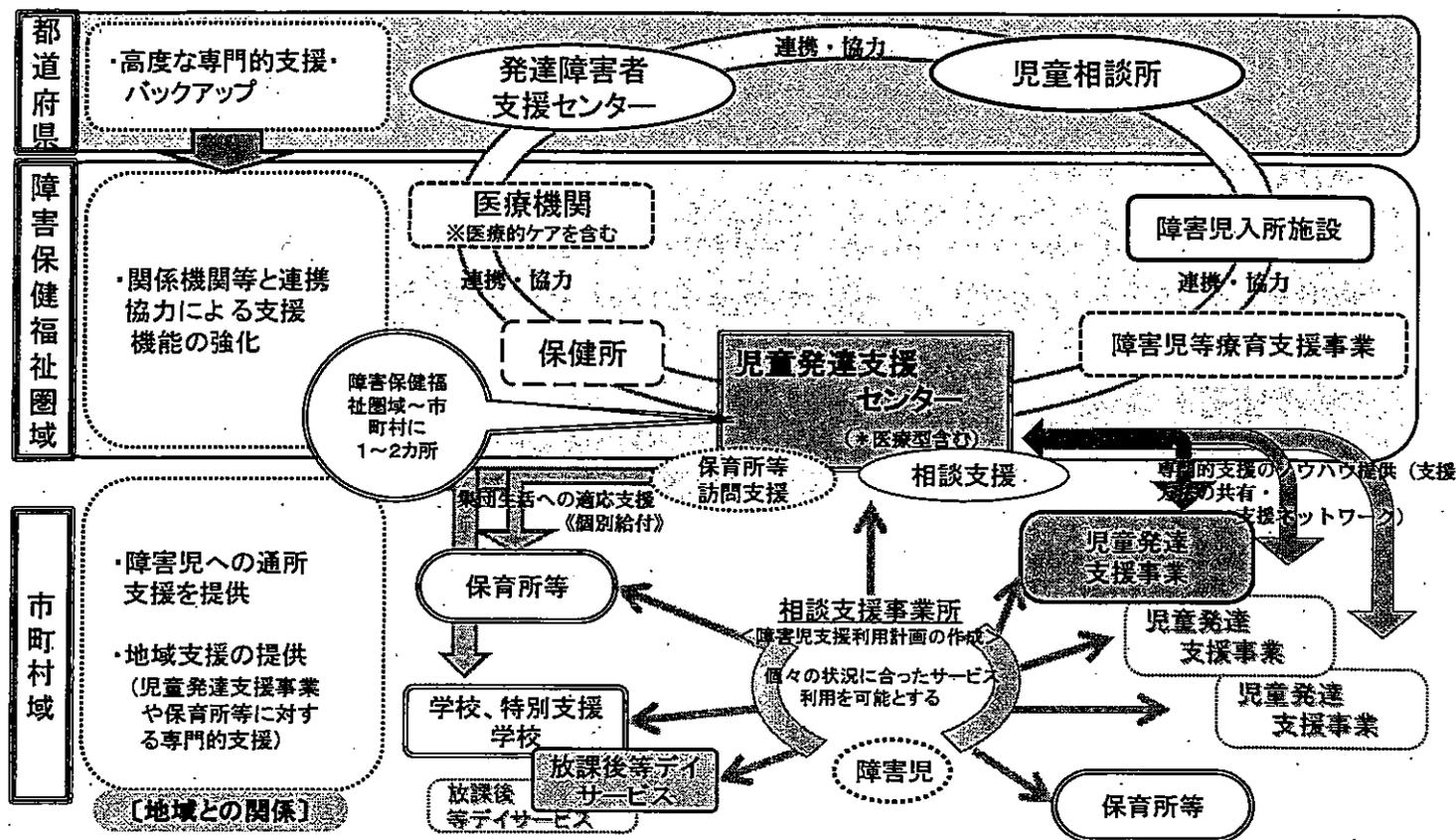


障害児通所支援について

① 児童発達支援(医療型を含む)

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の強化(例)

児童発達支援センターが障害児支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



児童発達支援(児童発達支援センター(医療型を含む)及びそれ以外の児童発達支援事業)の指定基準の概要

1. 人員基準設定の考え方

- 現行の障害児通園施設及び児童デイサービスからの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。
- 計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(→別紙)。
- 個別支援計画に基づき、各障害に応じた専門的な訓練を場合に、必要な専門職を配置するよう基準に規定。主たる対象とする障害が難聴の場合には、現行の「聴能訓練担当職員、言語機能訓練担当職員」を「言語聴覚士」に変更。
(※現行ある施設・事業所については、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。)

2. 設備基準設定の考え方

- 現行の障害児通園施設及び児童デイサービスからの円滑な移行と、様々な障害を受け入れることができるよう、基準を弾力化。

児童発達支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業については、「児童発達支援」に一元化し、様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるようにする。
- 児童発達支援には、従来の事業形態等を踏まえて、①児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センター、②その他の児童発達支援事業の2類型。

1. 各障害別から3障害対応

- ・身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
*手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・障害特性へのきめ細かい配慮を行いつつ、様々な障害を受け入れ通所支援を提供
*3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

2. 地域支援体制の強化

(1) 児童発達支援センター

- ◆ 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、
 - ①地域にいる障害児や家族への支援、
 - ②地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を実施
- ◆ 関係機関等と連携を図りながら重層的な支援を提供するとともに、児童発達支援事業との支援ネットワークを形成するなど、地域支援体制を強化

(2) 児童発達支援事業

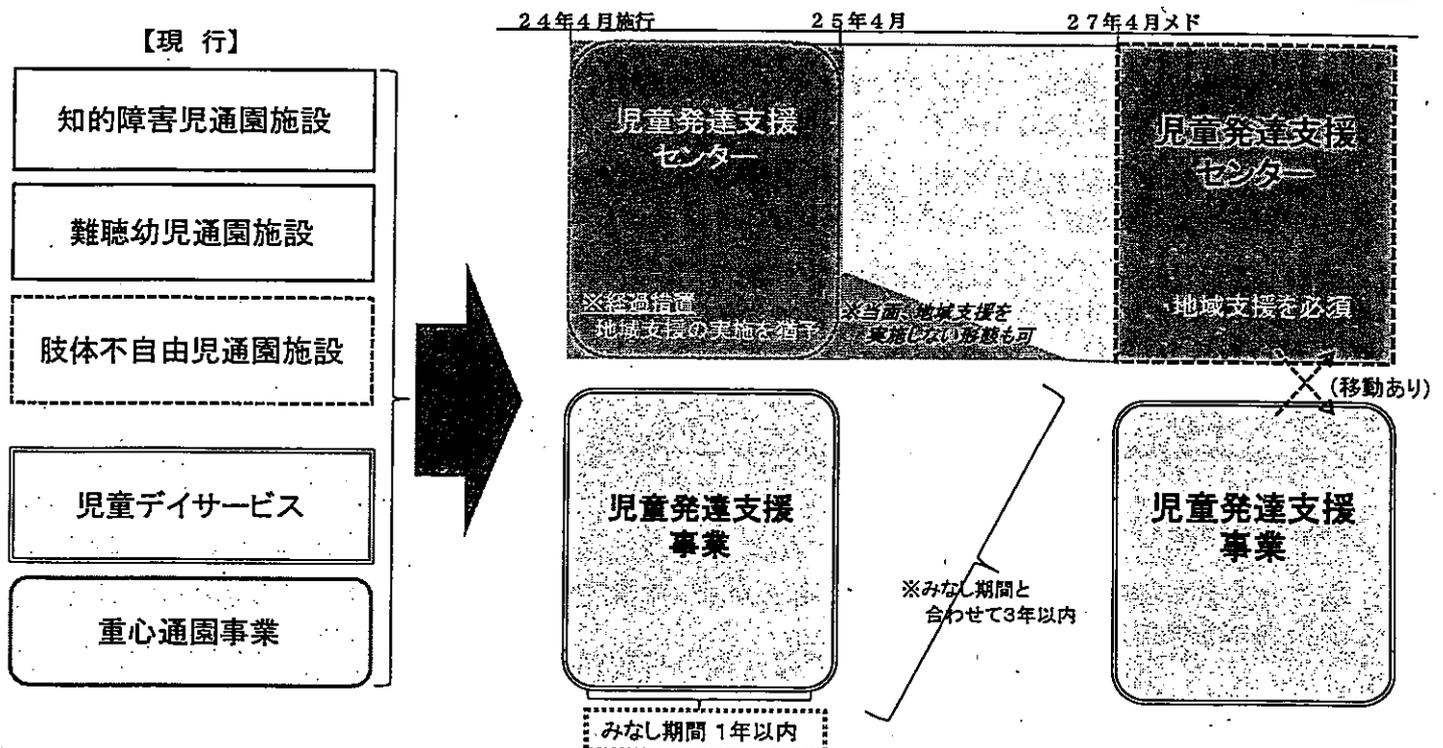
- ◇ 専ら通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場として位置づけ
- ◇ 児童発達支援センターよりも緩やかな実施基準とし、児童発達支援事業の設置を促進
- ◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークにより地域をカバー(児童発達支援センターからの支援等により質も向上)

3. 小規模ニーズへの対応

利用定員を10人以上 (*重症心身障害児(者)通園事業からの移行の児童発達支援事業の場合は5人以上)

児童発達支援センター等への移行(案)

- 児童発達支援センターは、児童福祉施設であるため、従来の知的障害児通園施設等からの移行が想定。一方、児童発達支援事業は、児童デイサービスや重心通園事業からの移行が想定。
- 児童発達支援センターは、地域支援を提供するための体制整備等に一定の期間を要するものと考えられることから、地域支援の実施を猶予する3年以内の経過措置を講ずる。



児童発達支援センターの指定基準

人員基準・設備基準の概要

人員基準	嘱託医※1	1人以上
	児童指導員 及び保育士	総数：通じて障害児の数を4で除して得た数以上 ※現行ある施設は、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
	栄養士※2	1人以上
	調理員※2	1人以上
	その他必要な職員※3	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合 ただし、主たる対象とする障害が難聴の場合は、言語聴覚士4人以上 ※現行ある施設は、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。
	児童発達支援管理責任者	1人以上

- ※1 主たる対象の障害が知的障害の場合は、精神科又は小児科、難聴の場合は、耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者
 ※2 40人以下の施設にあつては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
 ※3 配置した場合は児童指導員等の総数に充てることができる。

設備基準	指導訓練室	・定員：おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積：2.47㎡以上 ※主たる対象者が難聴及び重心の場合は、定員及び床面積の要件は適用しない。
	遊戯室	・障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上 ※主たる対象者が難聴及び重心の場合は、床面積の要件は適用しない。
	その他	・医務室、相談室、調理室、便所、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ただし、主たる対象とする障害を知的障害とする場合には、静養室を、主たる対象とする障害を難聴とする場合は、聴力検査室を設けること。

（別紙）児童発達支援管理責任者の配置について

利用障害児に対して、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害児支援に共通する職種として新設。
（児童発達支援管理責任者の要件）

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術が必要であることから、要件は、①から③を満たす者とする。

①実務経験者

※実務経験の対象となる業務

保健、医療、福祉、就労、教育の分野において直接支援業務、相談支援業務、就労支援業務などの業務を対象とする。

具体的には、自立支援法に基づくサービス管理責任者と同等とする予定。

②児童発達支援管理責任者研修修了者

※研修の内容は、自立支援法に基づくサービス管理責任者研修と同等のものとし、今後定める。

③相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者（又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者）

（経過措置）

実務経験の要件を満たしていれば、施行後3年間で児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了することを条件として、この間、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。（3年間の経過措置）

なお、過去に、サービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

（※）児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて、管理者や他の一体的に運営する事業の児童発達支援管理責任者（サービス管理責任者含む。）との兼務を可能とする。

児童発達支援事業（児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合）の指定基準

人員基準・設備基準の概要

人員基準	従業者	指導員又は保育士	単位ごとに当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤） ・障害児数が10人までは、2人以上 ・障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		その他必要な職員※	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者	1人以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ・また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。 		

※ 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

医療型児童発達支援センターの指定基準

人員基準・設備基準の概要

人員基準	医療法上に規定する診療所として必要とされる従業者	同法に規定する診療所として必要とされる数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	その他必要な職員	日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合
	児童発達支援管理責任者	1人以上
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 ・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 ・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。 	

※ 指定に当たっては、法人格の有無は問わない。

②主たる対象の障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援

児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の概要

【考え方】

- 重症心身障害児(者)通園事業の形態として、重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)と既存施設内実施型(B型)があるが、
 - 重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)の移行先として、児童発達支援事業を基本とするが、児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合には、児童発達支援センターを選択することが可能。
 - 既存施設内実施型(B型)は、児童発達支援事業へ移行
※就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービス。
- 医療機関で実施している場合は、医療型児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合は、医療型児童発達支援センターを選択して移行可能。

(現行)重症心身障害児(者)通園事業

A型
(重症心身障害児施設等
併設、専用スペース)

B型
(既存施設内実施)

又は

(移行後)

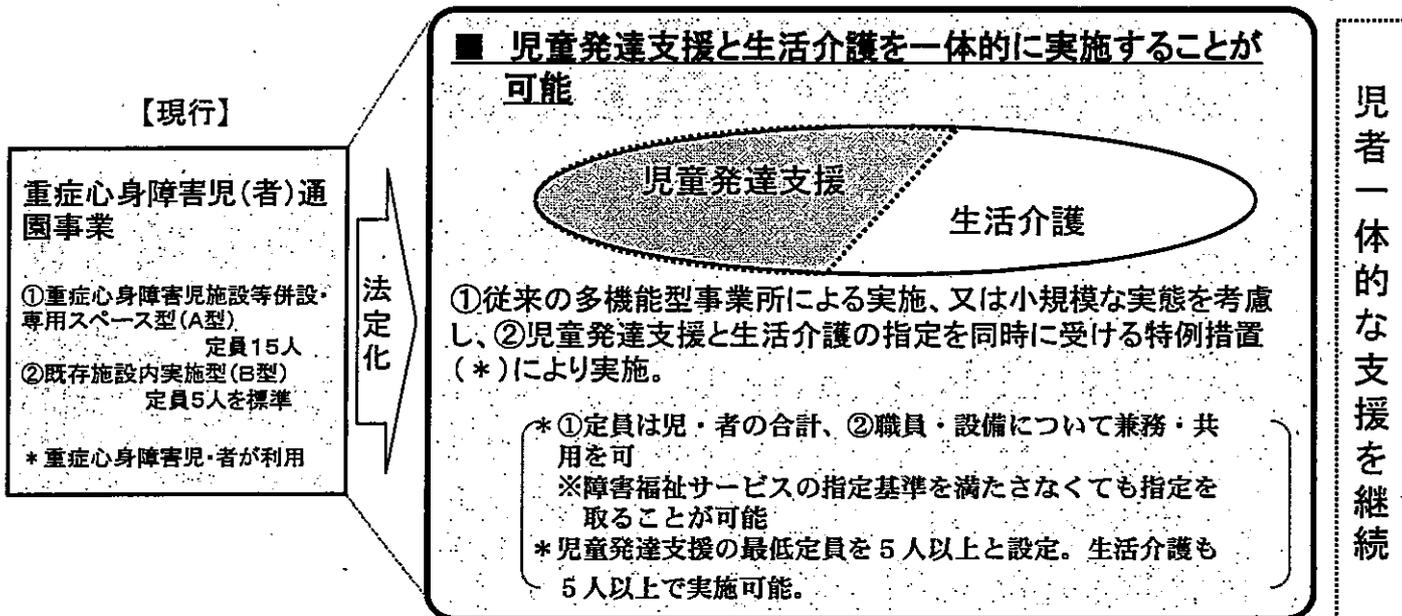
児童発達支援センター
※一部医療型もあり
(放課後等デイサービス)

児童発達支援事業
(放課後等デイサービス)

重症心身障害児(者)通園事業の法定化

- 今般の児童福祉法の改正により、従来、国庫補助事業で実施してきた「重症心身障害児(者)通園事業」については、「児童発達支援」として法定化。
- また、重心通園事業は、18歳以上の障害者も利用していることから、引き続き支援を提供するためには、併せて障害福祉サービス(生活介護)の指定をとることが必要。
- そのため、法定化に当たっては、円滑な移行を考慮し、
 - ①小規模な実施形態に配慮、②児者一体的な支援を継続できるよう特例措置

*利用者には、支給決定に当たって、本人の申出により障害程度区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置がある。



児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の指定基準の概要

1. 人員基準設定の考え方

- 現行の重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の補助要件を基本として設定。
- 他の児童発達支援と同様、計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くことになっているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

(※)現行の補助要件にある「作業療法又は理学療法若しくは言語療法を担当する職員」については、省令化に伴い、「機能訓練等を行う職員」に表現を統一。

2. 設備基準設定の考え方

- 現行の重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行ができるよう、現行の補助要件を基本として設定。

放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

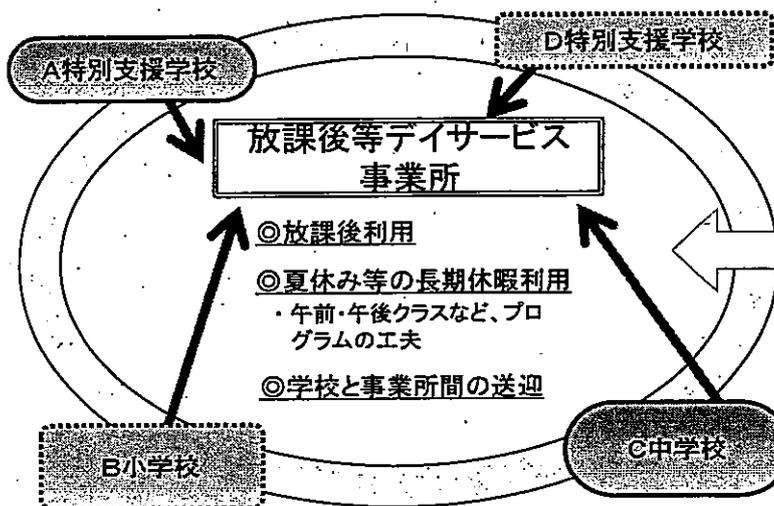
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
 (* 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上
 ※児童デイサービスからの移行を考慮



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

放課後等デイサービスの指定基準の概要

1. 人員基準設定の考え方

- 放課後等デイサービスは、現行の児童デイサービスのうちⅡ型の事業所(就学前児童の数が70%未満、報酬上の区分)からの移行が想定されるため、円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。
- 児童発達支援と同様、計画的かつ効果的な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。
- 個別支援計画に基づき、各障害に応じた専門的な訓練を場合に、必要な専門職を配置するよう基準に規定。

2. 設備基準設定の考え方

- 現行の児童デイサービスからの円滑な移行できるよう、現行の基準を基本として設定。

主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援の指定基準

人員基準・設備基準の概要

職種	児童発達支援事業として実施する場合	児童発達支援センターとして実施する場合
嘱託医	1人以上	1人以上
看護師	1人以上	・総数：4：1以上 ・看護師：1人以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士1人以上 ・機能訓練等担当職員 （※理学療法又は作業療法若しくは言語療法担当職員） ：1以上
児童指導員 又は保育士	1人以上	
機能訓練等を行う職員 （※作業療法又は理学療法若しくは言語療法を担当する職員）	1人以上	
栄養士※1	—	1人以上
調理員※1	—	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上	1人以上
設備基準	指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。	指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所、その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。※2

※1 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※2 遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は設けないことができる。

(注) 医療型児童発達支援センターの基準を満たせば、医療型への移行も可能

③放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの指定基準

人員基準・設備基準の概要

人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとに当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児数が10人までは、2人以上 ・障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		その他必要な職員※	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者、	1人以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ・また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。 		

※ 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

④ 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援の概要

○事業の概要

・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○対象児童

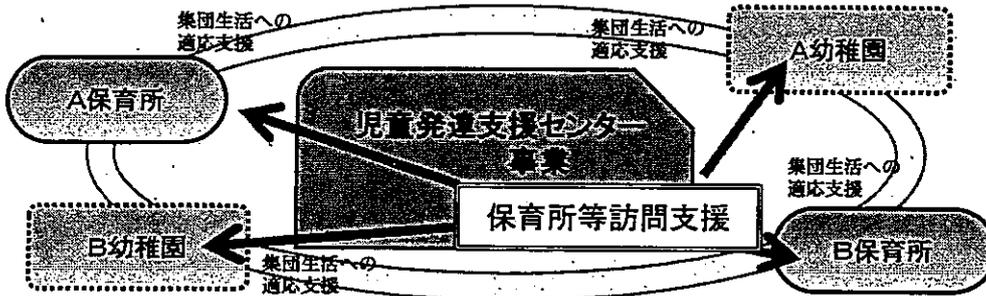
保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
 *「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
 *発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要

○訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの



○提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

保育所等訪問支援の指定基準の概要

1. 人員基準設定の考え方

- 保育所等に訪問して障害児への直接支援や保育所等のスタッフ支援を行うため、障害児支援の経験等を有する訪問支援員を事業規模に応じて弾力的に配置できるように規定。
- 訪問先に利用障害児に対して計画的かつ効果的な支援を提供するため、支援内容を管理・調整する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

2. 設備基準設定の考え方

- 支援に提供が必要な設備及び備品など、事業に取り組みやすい基準に設定。

保育所等訪問支援の指定基準

人員基準・設備基準の概要

人員基準案	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて必要な数 (障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士及び心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者)
		児童発達支援管理責任者※	1人以上
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備基準案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。 		

※ 支援の提供にあたって、児童発達支援管理責任者が訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可とする。

3. 障害児入所支援について

障害児入所支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児入所施設については、「障害児入所施設」として一元化し、重複障害等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。
- 障害児入所施設には、従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

1. 各障害別から3障害対応

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
 - * 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
 - * 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能(ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児)

2. 様々な障害や重複障害等への対応

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

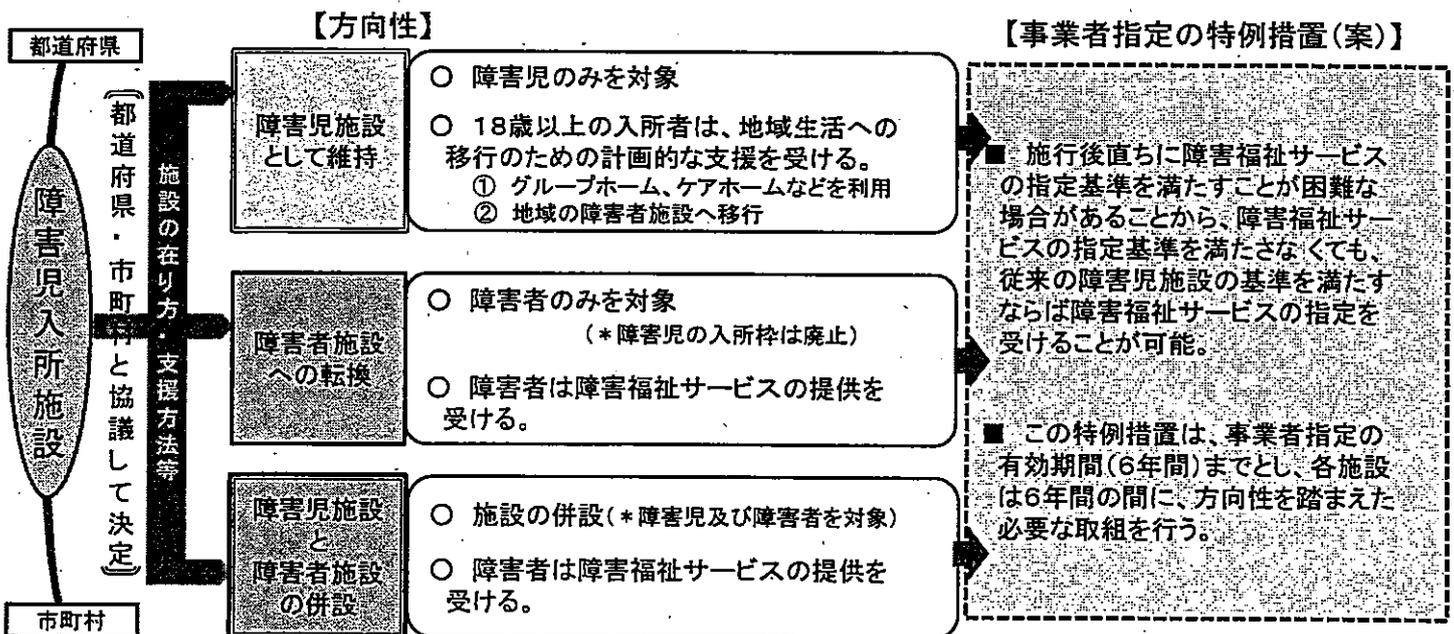
- ◆ 従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供(医療型は、このほか医療を提供)
- ◆ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策(障害者自立支援法の障害福祉サービス)で対応することとなることを踏まえ、自立(地域生活への移行等)を目指した支援を提供。
 - * 重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続が可能

3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応

- ・ 障害者自立支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。
 - * 障害福祉サービスの指定を受ける。現に入所していた者が退所させられないようにするため、指定に当たつての特例措置を講ずる。
 - * ただし、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することが可能。

18歳以上の障害児施設入所者への対応

- 18歳以上の入所者がいる障害児施設は、「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設」の3タイプから施設の方向性を選択。
- 入所者が退所させられることがないよう、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、指定に当たつての特例措置を講ずる。
 - * 利用者には、支給決定に当たって、本人の申出により障害程度区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置がある。



(参考)重症心身障害児施設の対応

- 重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても、同様に障害福祉サービス(療養介護)により対応することとなるが、重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましいことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いも可能。

■ 医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施することが可能

「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の両方の指定を同時に受ける。



- ①定員は児・者の合計、②職員・設備について兼務・共用を可
※障害福祉サービスの指定基準を満たさなくても指定を取ることが可能

児者一貫した支援の確保

(※)重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供しよう努力。
また、重症心身障害児者に対する在宅生活支援(短期入所など)にも積極的に対応することが望まれる。

障害児入所施設の指定基準の概要

1. 人員基準設定の考え方

- 現行の障害児入所施設からの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。併せて、複数の障害種別を受け入れても、適切な支援が提供できるよう、障害種別に応じた人員基準を適用。
- 計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

2. 設備基準設定の考え方

- 現行の基本的な支援水準を維持するため、現行の基準を基本として設定。

福祉型障害児入所施設の指定基準

1. 人員基準の概要

職種	知的障害 の場合	自閉症の場合	盲ろうあ の場合	肢体不自由児の場合
嘱託医※1	1人以上			
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士 ※2	・総数： ①知的障害児（自閉症含む）4. 3：1以上 ②盲ろうあ児：乳幼児4：1以上、少年5：1以上 ③肢体不自由児：3. 5：1以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上			
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※3	1人以上			
調理員※4	1人以上			
職業指導員	職業指導を行う場合			
心理指導担当職員※5	心理指導を行う場合			
児童発達支援管理責任者	1人以上			

- ※1 知的障害児（自閉症含む）の場合は、精神科又は小児科、盲ろうあ児の場合は眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者
 ※2 30人以下を入所させる施設で知的障害児を受け入れる場合、35人以下を入所させる施設で盲ろうあ児を受け入れる場合は、さらに1人以上を加える。
 ※3 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
 ※4 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

2. 設備基準の概要

※次期改築等の施設整備を行うまで適用猶予

設備	知的障害 の場合	自閉症 の場合	盲ろうあ の場合	肢体不自由 の場合
居室	・定員4人以下(乳幼児6人以下) ・障害児1人当たりの床面積：4. 95㎡以上(乳幼児3. 3㎡以上) ・障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。			
その他	調理室、浴室、便所、医務室※1、静養室※2			
	・主たる対象の障害が、 知的障害及び盲ろうあの場合は、障害児の年齢、適当に応じ職業指導に必要な設備 盲ろうあの場合は、遊戯室、訓練室 盲の場合は、音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備 ろうあの場合は、映像設備 肢体不自由の場合は、訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備 を備えること			

- ※1 主たる対象の障害が知的障害、盲ろうあであって、30人未満の施設においては、医務室を設けないことができる。
 ※2 主たる対象の障害が盲ろうあであって、30人未満の施設においては、静養室を設けないことができる。

医療型障害児入所施設の指定基準

1. 人員基準の概要

職種	自閉症児の場合	肢体不自由児の場合	重症心身障害児の場合
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：6.7:1以上 ・各1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・総数：乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・各1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上		

2. 設備基準の概要

自閉症の場合	肢体不自由の場合	重症心身障害の場合
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
<p>主たる対象とする障害が</p> <p>自閉症児の場合は、静養室を設けること。</p> <p>肢体不自由の場合は、屋外訓練場、ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備（他に適当な設備がある場合は置かないことができる）、身体の機能を助ける設備を設けること。また、階段の傾斜を緩やかにすること。</p>		